



Vol.22

杜若経営法律事務所 弁護士 平野剛

★ 雨天で外階段を通行する際のサンダルと安全配慮義務

弁護士の平野剛です。今回はやや変わり種の裁判例（東京高裁令和4年6月29日判決）をご紹介します。

1 事実関係

被告（被控訴人）会社は飲食店等を営業していて、原告（控訴人）は被告に調理担当として雇用されていました。原告が勤務する飲食店は、3階建てのビル（本件ビル）の2階と3階に入居しており、調理部門の厨房は3階に位置していました。本件ビルの屋外には、外壁に沿う形で屋根のない外階段（本件階段）が設置されている一方、店舗内には調理用エレベーターしかなく、3階の厨房で勤務する調理担当者は、勤務時間中、食材の搬出入やゴミ出しなどの際には、本件階段を使わなければなりませんでした。被告は、2階及び3階の各店舗の玄関に外履き用のサンダル（本件サンダル）を2、3足ほど備え置いている、従業員は外階段を通行する際に本件サンダルを使用していました。

原告は、雨天の夜に本件サンダルを履いて本件階段を利用して3階から移動しようとした際、足を滑らせて転倒し（本件事故）、右肘頭骨骨折、腰部挫傷、尾骨骨折等の傷害を負いました。

被告は、本件事故後、本件階段の床面に滑り止めを設置するとともに、注意書きを掲示し、サンダルも底面の凹凸がより深く、滑り止めのついたものに変更しました。

なお、本件事故前、原告の前任者や後任者がサンダルを履いて本件階段を降りていた際に足を滑らせて転倒したことがあり、店長もその事実を認識していました。

2 裁判所の判断

(1) 1審（横浜地裁令和3年11月26日判決）の判断

1審の裁判所は、以下の理由を挙げ、請求を棄却しました。

- ・ 本件事故の直接の原因は、原告が本件階段の状態をよく確認せず、自らの足元を十分に注意して見て足を運ばなかったことにある
- ・ 自らが履いている履物及び階段の形状等のその状況に応じて、階段から足を踏み外し、足を滑らせないように足元を十分に注意して見て足を運ぶことが通常期待される

(2) 高裁の判断

高裁は、1審の判断を見直し、会社の安全配慮義務違反を認めました。その判断にあたって、特に以下の事実を取り上げています。

- ・ 業務上の必要から、いわば職場の一部として本件階段を常時使用させるとともに、本件サンダルを使わせていた。

- ・ 本件階段は、本件ビルの屋外に設置された外階段であって、雨よけ等の屋根がなく、雨に濡れる場所にあった
- ・ 会社は、調理担当従業員に、食材やごみを運搬するなどのため、3階店舗の玄関で土間に降りさせ、本件サンダルを履かせて本件階段を降りさせていた
- ・ このような状況の下、前任者であるDは、平成28年ないし同29年頃、被控訴人の用意したサンダルを履いて本件階段を降りていた際、雨で濡れた本件階段で足を滑らせて転倒し、本件店舗の現場責任者であるG店長は、その直後に現場を見て、Dの転倒の事実を把握していた。

これらの事実を指摘したうえで、裁判所は、「本件事故時において、調理担当従業員が、**降雨の影響によって滑りやすくなった本件階段を、裏面が摩耗したサンダルを履いて降りる場合には、本件階段は、調理担当従業員が安全に使用することができる性状を客観的に欠いた状態にあった**」、「本件事故が発生する以前に、本件店舗の現場責任者（G店長）も、調理担当従業員である**Dが本件階段で転倒した直後に現場を見て、同人が転倒した事実を把握していた**というのであるから、被控訴人は、**上記の場合において、業務中の調理担当従業員が、本件階段で足を滑らせて転倒するなどの危険が生ずる可能性があることを、客観的に予見し得た**」、「本件事故時において、上記のような危険が現実化することを回避すべく、上記のとおり、調理担当従業員に対して本件階段の使用について注意を促したり、本件階段に滑り止めの加工をしたりするなどの措置を講じ、控訴人を含む調理担当従業員が、本件階段を安全に使用することができるよう配慮すべき義務を負っていた」と述べ、安全配慮義務違反に基づく法的責任があることを認めました。

他方で、裁判所は、原告において本件階段が雨に濡れた状態であることに注意を払わず、漫然と本件階段を降りたことが、本件事故の発生に相当程度寄与したとして、本件事故の発生についての原告の過失割合は4割であると判断しました。

結果として、裁判所は会社に対し、約321万円の支払いを命じました。

3 コメント

本件を取り上げようと思ったのは、このような日常生活でも起こり得る事故でも会社の安全配慮義務違反が認められてしまうという参考としてご紹介しようという軽い考えによるものでしたが、コメントを考えているうちに、なかなか境界線を引くのが難しいと感じました。

建築基準法等の法令の規制を満たしている階段でも、人が躓いて転倒するという事象は、日常生活を営んでいる中で、時には起こり得るものです。工場などであれば別ですが、通常は、日常生活を行う場合と比較して会社施設の階段を昇り降りすることに特有の危険は生じていないことの方が多いと思われます。実際に過去に一般のオフィスビル内の階段で転倒した人がいたとしても、そのことだけでは、通常は安全配慮義務の根拠となる前提事実としては十分ではないと思われます。

そうであるからこそ、本件の判決も、雨の日に本件階段を本件サンダルを履いて降りるという**限定された局面において、客観的な危険性があること**を詳細な間接事実に基づいて認定したものと考えられます。

また、本件では、各階を往来する業務上の必要性があり、往来には本件階段を通行せざるを得なかったこと、本件サンダルは会社が備え置いたものであることといった点で、危険の発生に会社も寄与している点も判断に影響したのではないかと思います。

些細と思われる危険だと見過ごしがちで、気づいても対応を後回しにしてしまいがちですが、そのような些細な危険でも適切に対応しないとこのような結果になってしまうという意味で、施設・設備管理にお気をつけください。